

高見馬場信号保安設備更新設計業務委託 仕様書

1. 業務名

鹿児島市交通局高見馬場信号保安設備更新設計業務委託

2. 業務場所

鹿児島市西千石町ほか

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで。

4. 業務の目的

鹿児島市交通局高見馬場交差点における信号保安設備の老朽化に伴い、設備更新に必要な詳細設計、施工計画の策定、および工事費算出を行い、円滑な更新工事の実施に資することを目的とする。

5. 業務の内容

受注者は、本仕様書に基づき以下の業務を遂行すること。

(1) 業務計画書等

受注者は、着手後速やかに以下の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

- ①業務概要
- ②実施方針確認
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥成果品を確保するための計画
- ⑦成果品の内容、部数
- ⑧使用する主な図書及び基準
- ⑨連絡体制

(2) 現地踏査

現地の常置信号機、転てつ機、制御設備の配置・動作状況を確認する。あわせて、工事時の交通規制・施工ヤードの確保等、施工計画に必要な情報を収集すること。

(3) 配線・設備配置ルートの検討

現地踏査に基づき、信号制御回路の動作条件を整理し、最適案を抽出する。また、関連する「併用軌道交差点改良事業【測量設計業務（その3）高見馬場】」の受注者と緊密な連絡調整を行い、工事工程に矛盾が生じないよう配線ルート計画を策定すること。

(4) 設計図面の作成

工事発注および軌道法等に基づく認可申請に必要な信号保安設備平面図、信号保安設備切替計画図等を作成する。

(5) 数量計算

設計した図面等をもとに数量総括表、数量計算書等の作成を行い、部材・機器類ごとに数量算出を行う。

(6) 施工計画

現地状況および運行時間を考慮し、更新に支障のない詳細な工事工程表、施工計画書、および工程順序図を作成すること。

(7) 概算工事費

数量総括表、数量計算書等に基づき概算工事費の算出を行う。

- ・工事発注にそのまま供することが可能な、資料を作成し提出すること。
- ・概算工事費算出書は最新の積算基準、単価、歩掛、および物価資料に基づくもの。
- ・算出にあたっては、発注者の意図を確実に反映させること。
- ・工法については、経済性、施工性および構造性の観点から比較検討を行い、総合的に評価するものとする。評価結果については、その根拠を明確に整理し、比較表等により分かりやすく示すこと。

また、主要資材の単価については、原則として3社以上から見積書を取得するものとし、各社の見積内容を比較検討した見積比較表を作成のうえ、関係資料として添付すること。

(8) 設計照査

照査技術者は、現状の基礎情報の把握状況、および地形・地質条件が設計目的に適合しているかについて照査を行い、管理技術者に報告すること。

6. 業務の処理等

- (1) 受注者は、設計業務の意図及び目的を十分に理解し、施工法、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するように正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、設計の実施にあたり発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、業務に必要な調査・打ち合わせを適切に行い設計するとともに、設計に必要な資料等を作成すること。
- (4) 受注者は、業務の詳細及び該当作業の範囲について発注者と事前に十分な打ち合わせを行い、業務を的確に達成すること。
- (5) 受注者は、設計を行うにあたって、業務に必要な関係機関等との協議を十分かつ適切に行い、記録を取り設計に反映させること。
- (6) 設計は、軌道法その他関係法令上の諸条件に適合するようにすること。
- (7) 設計に当たり特殊な機材を使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- (8) 建設工事費については、コスト縮減に努めること。
- (9) 施設完成後の維持管理や将来の運営等に十分配慮した設計を行うこと。
- (10) 交通渋滞対策等周辺環境に十分配慮した計画とすること。
- (11) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- (12) 受注者は、作業の途中において、発注者が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うこと。

- (13) 発注者は、受注者に対し、部分使用を請求することが出来るものとする。
- (14) 受注者は、設計及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行ったうえで借り受けること。
- (15) 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、業務の完了後は速やかに発注者に返還すること。
- (16) 受注者は、業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記すること。
- (17) 併用軌道交差点改良事業【測量設計業務（その3）高見馬場】設計業務委託の計画上当り令和9年度に発注する工事がある場合は、施工工事費概算書を令和8年10月末までに提出すること。

7. 成果品

受注者は業務完了後遅滞なく、次の成果物等を提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 工事工程表
- (2) 工事費概算書（諸経費含む）
- (3) 請負工事費算出表（金入り）
- (4) 積算数量算出書（明細書）
 - ①積算根拠内訳明細書
 - ②材料拾出表
 - ③歩掛根拠資料
 - ④単価根拠資料（刊行物写し、見積書原本（3社以上））
 - ⑤見積比較表及び複合単価作成表
 - ⑥その他必要なもの
- (5) 各計算書（基礎の安定計算・応力計算・電圧降下計算等）
- (6) 現場調査記録書（既設図、現況写真等）
- (7) 図面（工事発注図・認可申請図）
 - A3判（縮小）2つ折製本、背表紙・表紙レタリング
- (8) 関係機関等との協議記録書
- (9) 電子データ（CD-R）

8. 前払金の支払い

受注者は、業務委託料が100万円以上の契約について、業務委託料の30%の範囲内で前払金を請求することができる。

9. 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

12. その他

(1) 打合せ等

業務着手時・中間・関係機関等・成果物納入時の計4回とする。

(2) 関係機関との協議

作業計画作成時や事業工程（更新計画）の検討の際には、関係機関（鹿児島県・鹿児島市・公安委員会・九州電力・その他関係機関等）と必要に応じ十分に協議を行うこと。また、関係機関との協議の際には同席するとともに、協議や手続きに必要な資料及び議事録等の作成も行うこと。

(3) 技術者の専門性

本業務は、軌道に関わる電気部門の業務であるため、管理技術者は技術士（電気電子部門）、またはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM：電気電子）の資格を有するものを配置させること。

(4) 業務の疑義

受託者は、契約書又は本仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、かつその指示に従うものとする。

13. 電子納品

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン（案）【建築・設備編】（以下、ガイドラインという。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、

副本1部の計2部提出する。電子化しない成果物については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果物の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

(3) 発注者と協議のうえ、必要に応じて従来どおり紙納品を行うものとする。